

### 青色申告の おすすめ

## 有利な特典が約40%

## 三〇〇万円の所得で

## 十二万円税金が安くなる

青色申告とは、毎日の取引をきちんと帳簿に記入し、その帳簿にもとづいて所得や税額を申告すると、税金面で有利な特典が受けられる制度です。

また、帳簿をつけることにより、経営の内容や在庫などの状況も分かり、経営の健全化、合理化に役立つという効果もあり、毎年、青色申告をする人が増えています。

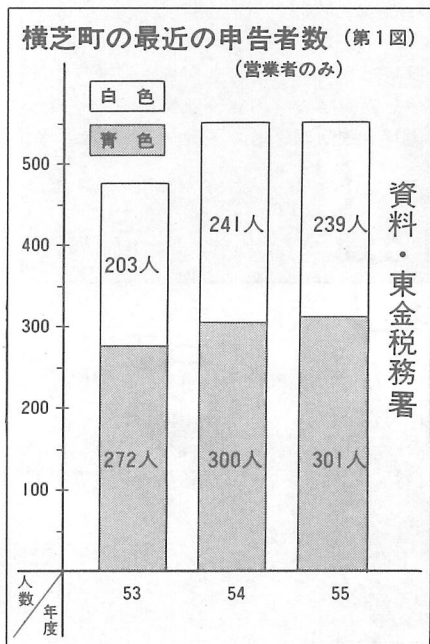
### 申告できる人

青色申告のできる人は、製造業、小売業、サービス業、農業など事業所得のある人、地代や家賃収入など不動産所得のある人、そして山林所得のある人です。

現在、全国で青色申告をしている人は、三百四十三万人と、青色申告制度の始まった昭和二十五年の約三十一倍となっており、商売をしている人などの半数以上の人が、青色申告者となっています。

### 必要な帳簿

青色申告のために、特にむずかしい帳簿をつける必要はありません。



通常は、現金出納帳を中心とした、次の五冊の簡易帳簿で十分です。

- 現金出納帳
  - 経費帳
  - 売掛帳
  - 買掛帳
  - 固定資産台帳
- また、規模の小さい事業者で現

### 申告の特典

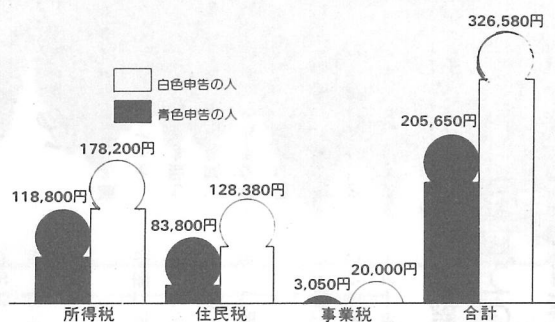
青色申告の特典の中で、よく利用されているものを紹介しましょう。

- 青色申告控除……青色申告をしている人は、一律十万円が所得金額から控除されます。ただし、所得から事業主報酬を控除して、残額は法人と同じような課税方法を受ける「みなし法人課税」を選んだ場合は、対象外となります。

金主義による所得計算の適用を受けられることについて税務署に届けている人は「現金式簡易帳簿」だけでよいことになっています。

(第2図)

### 青色申告をするとこんなに安くなる税金 (年間所得が300万円の場合、合計で120,930円安くなる)



- 妻がもつばら事業に従事して、毎月5万円の給料と年2か月のボーナスを支給……………700,000円
  - 年末の商品たな卸高……………1,000,000円
  - 年末の売掛金残高……………500,000円
  - 扶養親族……………子供2人
  - 社会保険料支払額……………146,000円
  - 生命保険料支払額……………100,000円
  - 損害保険料支払額(短期)……………4,000円
- ※青色申告の人は、みなし法人課税を選択しないものとして計算しました。

●青色専従者給与……事業主の配偶者や十五歳以上の親族で、ほとんどその事業に従事している人に支払った給与は、全額必要経費となります。ただし、給与額は常識的に見て妥当な範囲であることが必要です。

●貸倒引当金……売掛金などの貸倒れに備えて、年末の売掛金や貸付金の五・五％(金融業の場合は三・三％)までの金額を必要経費にすることができます。●純損失の繰越しと繰戻し……事業所得が赤字になった場合、そ

の赤字額を翌年以降三年間にわたり、所得から差し引くことができます。また、前の年も青色申告をしているときは、赤字額を前年の所得から差し引き、すでに納めている前年分の所得税の還付を受けることもできます。このような特典は全部で約四十あり、年間所得が三百万円の平均的なお店を例にとると、白色申告に比べ約十二万円、税金が安くなります。(第二図参照)

帳簿のつけ方や、計算の方法などが分からないときは、東金税務署所得税部門(☎〇四七五②三一二一)までお気軽にご相談ください。